

令和4年度瀬戸市

合併処理浄化槽設置整備事業補助金のご案内

合併処理浄化槽へ転換のお願い

単独処理浄化槽はトイレの汚水だけを処理し、台所やお風呂などの生活雑排水は処理していないため、未処理のまま側溝などに放流されます。

本市では公衆衛生の向上及び水環境の保全向上対策として、トイレの汚水だけでなく、生活雑排水も処理することができる合併処理浄化槽への切替えを促進しています。

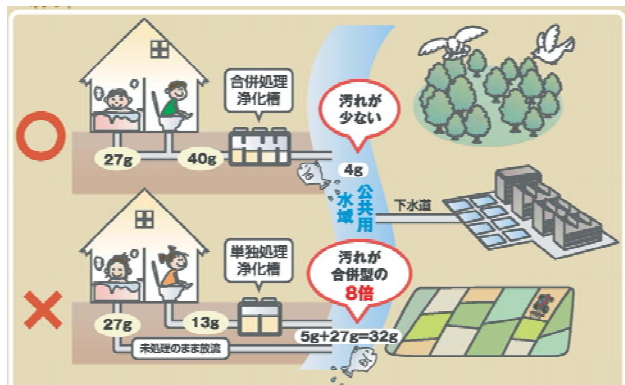


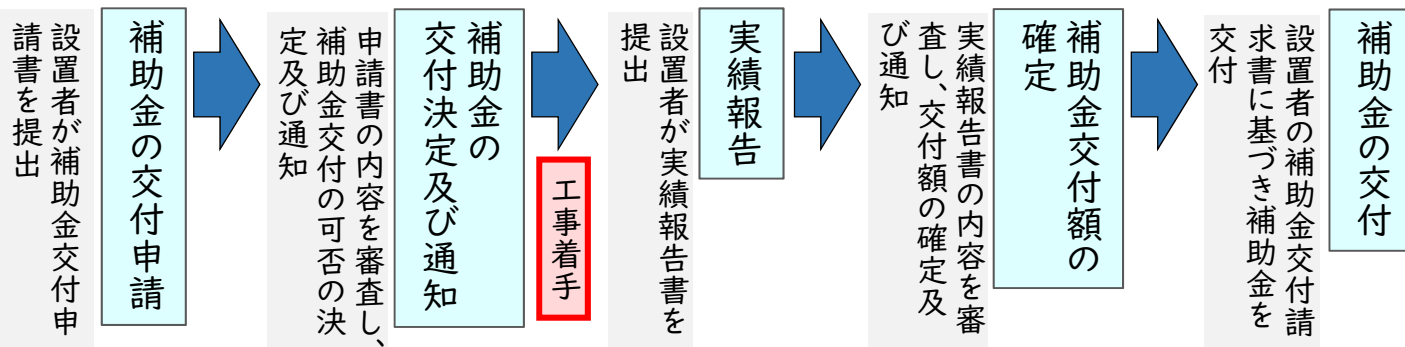
図 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の違い

補助対象地域及び対象者

公共下水道事業計画区域以外の地域(当面の間、下水道整備を見込まない地域)で既設の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に切替える方。

※上記の要件を満たす場合においても補助金交付の対象外となる場合があるため、ご検討される際は、瀬戸市HP(合併処理浄化槽の設置費補助)をご確認していただくか下水道課までお問合せ下さい。

補助金の交付までの流れ



※合併処理浄化槽設置後の補助金交付申請は、一切認められませんので、必ず工事をを行う前に申請して下さい。

補助金額(上限額)

浄化槽の区分	補助限度額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

※10人槽は、浴室及び台所がそれぞれ2つ以上ある二世帯住宅に限る

【問合せ・申請先】

瀬戸市 都市整備部下水道課 施設係
TEL:0561-85-1213

瀬戸市HP
合併浄化槽の設置費補助
Webページ

